（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十一条　資金移動業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十二条　金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　第十七条第一項に規定する履行保証金保全契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

3　前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（法施行前における資金移動業者の登録を受けるための準備行為）

第二条　法第三十七条の登録を受けようとする者は、この府令の施行前においても、第四条の登録申請書及び第六条に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、法第三十七条の登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

別紙様式第１号（第４条関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　—　）

申請者　住　所

電話番号（　）　—

商　号

代表者の氏名　　印

登　録　申　請　書

資金決済に関する法律第38条第１項の規定により資金移動業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（第２面）

※　登　録　番　号	財務（支）局長　第　　号（　年　月　日）
１．商　号（ふりがな）	
２．代表者の氏名（ふりがな）	
３．住　所	（郵便番号　—　）　電話番号（　）　—
４．資本金の額	千円
５．取締役及び監査役等	

氏名又は名称（ふりがな）	役職名

６．利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

営業所の所在地（ふりがな）	（郵便番号　—　）
連絡先	電話番号（　）　—

（記載上の注意）

１．※「登録番号」には、記載しないこと。

２．「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。

３．「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。

４．「取締役及び監査役等」は、委員会設置会社にあっては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称及び住所も記載すること。

５．「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。

６．「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外送金も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載すること。

（第３面）

７．営業所の名称及び所在地

名　称	設置年月日	所　在　地
		電話番号（　）　—